

男女がともにあゆみ育てるまち—あいなんの創造—
愛南町男女共同参画推進計画
(後期計画)

—あいなんパートナープラン2015—
平成27年度進捗状況報告書



愛南町

目 次

はじめに	P 1
計画達成のための指標（数値目標）	P 2
主要課題1 男女の人権の尊重	P 3
主要課題2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	P 4
主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	P 5
主要課題4 家庭生活における活動と他の活動の両立	P 7
主要課題5 働く場における男女共同参画の推進	P 8
男女共同参画を推進するためのその他の取組	P 10

平成 27 年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）

体系図	P 11
進捗状況一覧	P 12
進捗状況	P 17

はじめに

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が着実に進められてきました。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正・施行、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行など、法律や制度面からも大きな変化・進展が見られ、特に平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行されるなど、男女共同参画社会の実現は、21 世紀を迎えたわが国にとって、最重要課題に位置付けられてきたところです。

国では、「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を平成 12 年に策定後、時代の変化に対応しながら、平成 17 年に第 2 次基本計画を、平成 22 年に第 3 次基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる取組を進めているところです。

愛南町におきましても、少子高齢社会の到来や労働に対する意識の変革、女性の人権についての意識の高まりといった、男女をめぐる内外の社会状況の変化や意識の変革によって生じているさまざまな課題に取り組み、行動していく必要性があり、平成 18 年に本町の今後の男女共同参画社会の実現を目指した取組の指針となる「愛南町男女共同参画推進計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定し、「男女がともにあゆみ育てるまちーあいなんの創造ー」を基本理念に掲げ、様々な施策の推進に努めてまいりました。

平成 22 年に国の第 3 次基本計画が策定されたことから、これまでの成果を踏まえつつ、前期計画を見直しし、さらに町民のみなさまからの貴重な御意見や御提言を反映し、平成 23 年に「愛南町男女共同推進計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を策定いたしました。

後期計画では、平成 19 年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画としても位置づけ、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、様々な施策に積極的に取り組んでいます。

後期計画に掲げる基本理念の実現のためには、町民・事業者・団体のみなさまと行政の協働により、すべての方々が積極的に取り組んでいくことが不可欠であります。

この報告書は、平成 27 年度における後期計画の進捗状況を取りまとめたものです。

町民・事業者・団体のみなさま一人一人がこの報告書を通じて、男女共同参画についての関心と理解をより一層深めていただき、男女共同参画社会づくりの取組について考えていただく契機となれば幸いです。

平成 28 年 11 月
愛南町長 清水 雅文

計画達成のための指標（数値目標）

施策の方向	評価の指標	前期目標設定時の現状		前期目標値		平成22年度の現状	後期目標値
		基準日	数値	平成22年	平成27年		
主要課題1 男女の人権の尊重							
男女間のあらゆる暴力の根絶	DVという言葉やそれらの法律内容を知っている人の割合	平成17年10月	64.4%	100.0%	100.0%	66.4%	100.0%
生涯を通じた男女の健康と生活の支援	特定健康診査の受診割合	平成17年11月	42.1%	52.0%	60.0%	38.7%	(※1) 65.0%
主要課題2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進							
男女平等を推進する教育・学習の充実	意識啓発事業への男性参加割合	—	—	12.5%	25.0%	—	25.0%
	社会全体に、男女の地位は平等になっていると思う人の割合	平成17年10月	10.0%	30.0%	50.0%	10.1%	50.0%
主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大							
町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等における女性委員の割合	平成17年4月	28.2%	35.0%	40.0%	29.6% (H22.4)	40.0%
主要課題4 家庭生活における活動と他の活動の両立							
仕事と育児・介護等の両立支援	延長保育の実施箇所数	平成17年10月	2か所	4か所	5か所	3か所	5か所
	「夫は仕事」「妻は家庭」という性別による固定的役割分担に「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合	平成17年10月	50.2%	60.0%	70.0%	52.9%	70.0%
主要課題5 働く場における男女共同参画の推進							
農山漁村における男女共同参画の確立	農業委員会に占める女性の割合	平成17年7月	3.7%	7.4%	11.1%	18.5%	(※2) 18.5%
	農家の家族経営協定締結数	平成17年4月	33件	52件	70件	46件	70件

※1 「特定健康診査の受診割合」の「後期目標値」は、愛南町特定健康診査等実施計画の目標値に準ずる。

※2 農業委員会委員は選挙によって決定される場合もあるため、新たな目標値は設定しない。

主要課題1 男女の人権の尊重

(1) 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

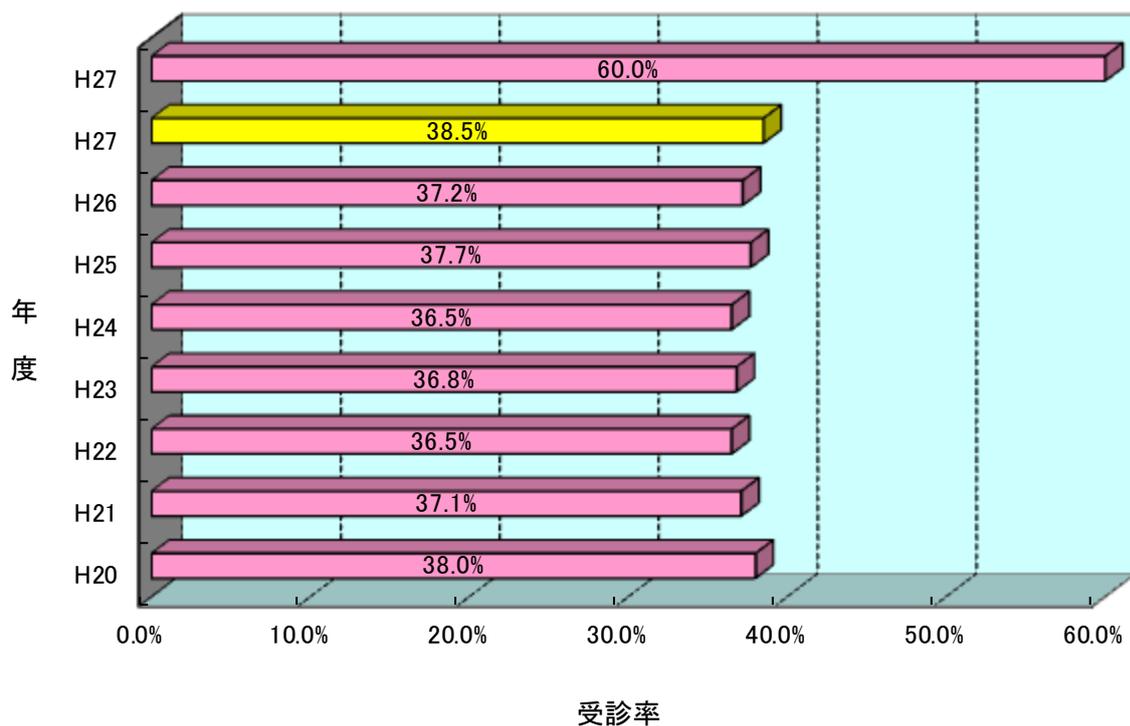
男女がお互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を築く上での前提といえます。

1人ひとりが自らの健康を管理しなければならないという意識の高揚のために、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等それぞれのライフステージに対応した健康診断や相談体制を整えるとともに、正確な知識・情報を提供し、生涯にわたる健康の管理及び保持増進を支援しています。

本町における特定健康診査の受診割合は、平成20年の制度改正により受診率が低迷しています。

特に、若い世代の受診者が少ないため、今後は受診勧奨の実施や健康教育や健康相談の内容を充実させ、高齢者への介護予防事業等も含め、自己管理や予防の重要性の周知に継続的に取り組んでいきます。

特定健康診査受診



※国の法定報告より

主要課題2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会を形作る活動に参画する必要があります。

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、人権尊重を基盤にした男女平等観を形成するために、男女共同参画についての理解を深めるための教育・学習の充実を図ることが求められます。

本町では、家庭において夫婦が共に子育てに携わる意識を啓発するために、妊婦とその夫を対象とした「両親学級（かるがも教室）」を開催したり、男性が家事などの家庭的負担を担うために、「男の料理教室」を各公民館で開催するなど、家庭や地域における男女平等意識の醸成と学習の機会の充実を図りました。

平成 24 年度より「かるがも通信」発行による情報提供を実施しましたが、効率性の面から見直しが必要です。

今後は訪問等による情報提供に形態を変え、継続的な情報提供を実施していきます。

また、「男の料理教室」については、独居の高齢者や共働き世帯の増加に伴い、男性が家事を行う機会が増えていることから、今後も継続して事業を実施していきます。

平成 27 年度 男の料理教室 開催状況

区分	公民館区					合計
	内海	御荘	城辺	一本松	西海	
実施回数	0回	0回	1回	2回	1回	4回
参加人数	0人	0人	31人	71人	11人	113人

主要課題3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 愛南町における審議会等における女性委員の登用状況

平成12年12月に閣議決定した「男女共同参画基本計画」の重点目標の1つとして「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」が掲げられています。

平成23年4月に策定した後期計画の中では、「審議会等における女性委員の割合」の目標を40.0%に掲げ、女性委員のいない審議会等の解消を目指し、その推進に努めました。

平成21年12月に制定した「愛南町住民参画推進条例」においても、委員会等の男女の構成比率について掲げ、積極的に女性の登用を図ってきました。

審議会等における委員の公募枠の確保と適正な男女構成比の維持ができるよう、引き続き積極的な女性委員の登用を図っていきます。

平成27年4月1日現在、審議会・委員会等における委員総数705人のうち、女性委員は213人で、女性委員比率は30.2%となっています。

審議会等における女性の参画状況

(各年4月1日現在)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標値
委員総数(人)		458	516	713	736	524	583	583	541	525	705	
女性委員数(人)		117	120	166	176	131	140	136	134	159	213	
女性委員比率		25.5%	23.3%	23.3%	23.9%	25.0%	24.0%	23.3%	24.8%	30.3%	30.2%	40.0%
審議会等数		24	27	46	49	37	45	45	44	26	56	
女性委員のいる審議会等数		22	25	39	39	30	34	33	29	21	48	
女性委員のいる審議会等の比率		91.7%	92.6%	84.8%	79.6%	81.1%	75.6%	73.3%	65.9%	80.8%	85.7%	

※出典:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

(2) 愛南町役場女性職員の役付職員（係長以上）と一般職員への登用状況

平成27年4月1日現在、役付職員233人のうち、女性は76人で比率は32.6%となりました。なお、一般職員全体で、女性の比率は34.4%です。

愛南町役場女性職員の登用状況

区分 年度	一般職員(人)								
	うち女性(人)			うち役付職員(人)					
	女性 比率	うち女性役付職員(人)				女性 比率			
		課長	課長 補佐	係長					
平成18年度	622	274	44.1%	285	85	7	13	65	29.8%
平成19年度	583	255	43.7%	268	84	5	11	68	31.3%
平成20年度	552	242	43.8%	242	76	5	16	55	31.4%
平成21年度	536	225	42.0%	239	66	4	13	49	27.6%
平成22年度	520	223	42.9%	231	73	6	13	54	31.6%
平成23年度	504	211	41.9%	240	77	5	14	58	32.1%
平成24年度	483	201	41.6%	231	77	5	18	54	33.3%
平成25年度	402	135	33.6%	221	71	7	24	40	32.1%
平成26年度	397	134	33.8%	233	78	7	31	40	33.5%
平成27年度	393	135	34.4%	233	76	6	32	38	32.6%

※出典:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

※一般職員数は、平成25年度から技能労務職を除く。

主要課題4 家庭生活における活動と他の活動の両立

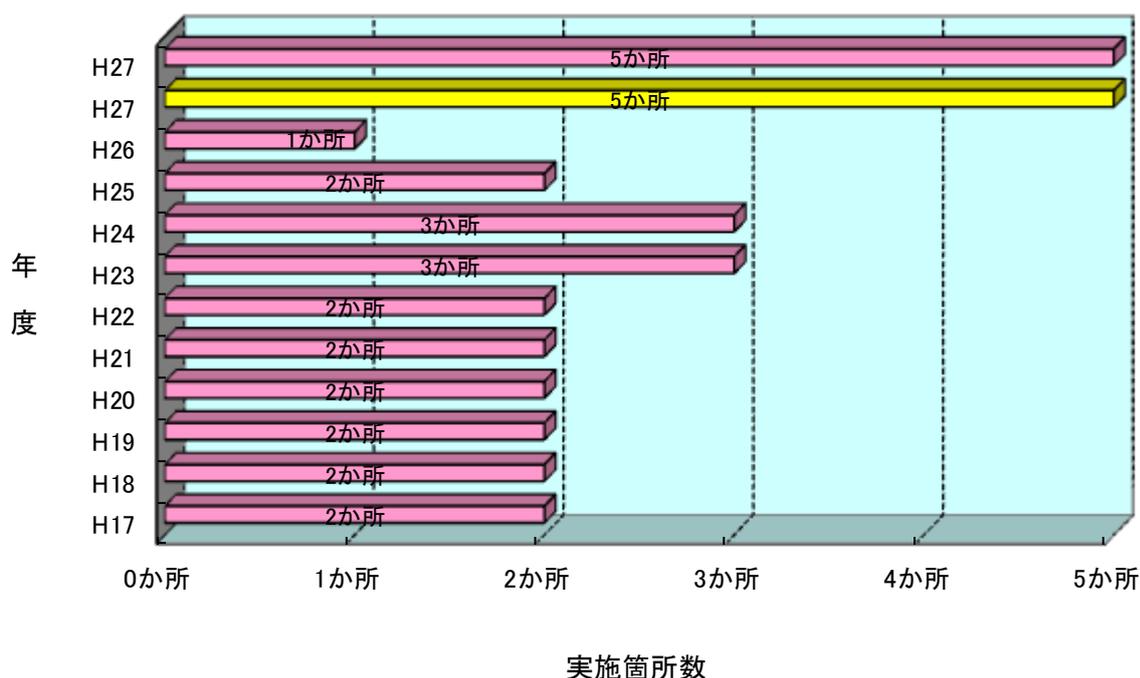
(1) 仕事と育児・介護等の両立支援

雇用や就業形態が多様化する中で、町民がその価値観やライフスタイルに応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きに応じた適切な処遇や労働条件が確保されることは、女性が就業して、自己の能力を発揮していく上で重要な課題の一つです。

育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正など、男女の仕事と生活の調和を図るための法整備も進んでいますが、子育てや家事・介護などについては、主に女性が担っているという現状にあります。

女性の就業の自由や個性と能力の発揮の妨げとならないよう、保育サービスの拡充や放課後待機児童の受入れ体制の整備、ひとり親家庭の自立支援のための生活支援など、引き続き子育てにやさしい環境の整備を図っていきます。

延長保育の実施箇所数



主要課題5 働く場における男女共同参画の推進

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法などが改正され、雇用募集時における男女の差別的な取扱いは制度上では改善され、結婚・出産後も仕事を続ける女性の割合が増えるなど一定の成果も出ています。

労働の分野において、男女平等を実現していくためには、性別による昇進や賃金など処遇・労働条件における差別や格差をなくすことが重要であり、均等な就労の機会と、意欲と能力に応じた待遇を確保していくことが課題です。

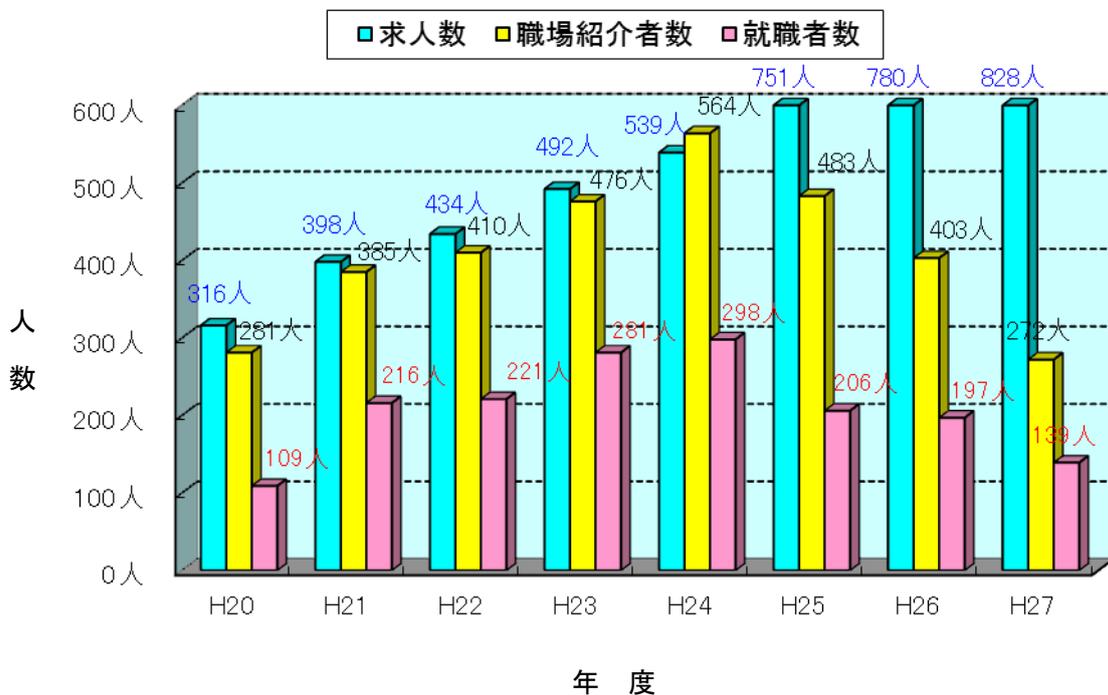
本町においては、「就職支援センター」が窓口となり、町内事業所に対し、男女の均等な雇用の機会と待遇の確保や女性の就労支援などに関する情報提供を今後も継続して実施していきます。

求人・就職状況

年度	求人数	職場紹介者数	就職者数	就職率	求職相談件数
H20	316人	281人	109人	38.8%	3,584件
H21	398人	385人	216人	56.1%	4,567件
H22	434人	410人	221人	53.9%	3,905件
H23	492人	476人	281人	59.0%	3,454件
H24	539人	564人	298人	52.8%	3,147件
H25	751人	483人	206人	42.7%	3,079件
H26	780人	403人	197人	48.9%	2,595件
H27	828人	272人	139人	51.1%	2,018件

※「就職率」＝「職場紹介者数」÷「就職者数」

※愛南町就職支援センター調べ



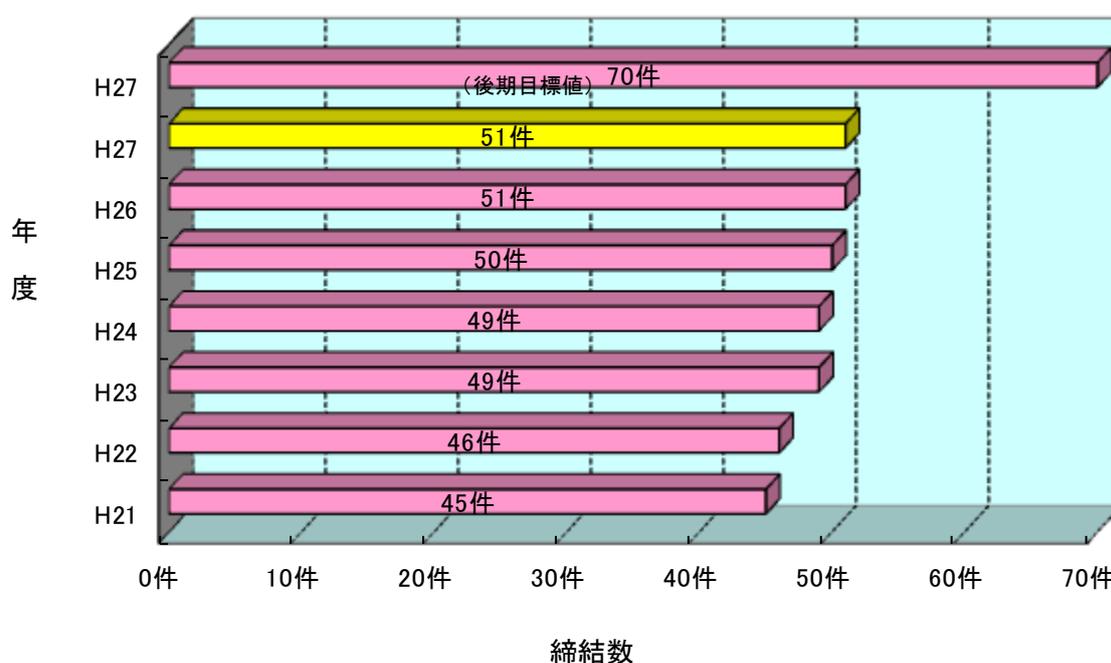
(2) 農山漁村における男女共同参画の確立

農林水産業において女性の果たす役割の重要性に照らし、農業委員や農協の役員など、地域の生産・生活に関する方針決定の場への女性の参画を進めるなどして、女性が快適に働くための労働条件の確保や就業環境の整備・改善を図っていくことが重要です。

また、これらの産業に従事する女性たちの労働が適正に評価され、その労働に見合った報酬を得ることや、男女ともに経営に参画することができる社会の形成が求められています。

本町では、家族経営などにおいて、労働に見合った報酬による女性の経済的地位の向上や快適な就業環境の改善・整備が図られるよう、家族の話し合いに基づく家族経営協定などの利用を引き続き推進していきます。

農家の家族経営協定締結数



男女共同参画を推進するためのその他の取組

(1) 推進体制の充実

後期計画の目標達成のために、庁内での推進組織として、「愛南町男女共同参画推進庁内連絡会議」を平成 22 年 6 月 17 日付けで設置し、この組織を中心として関係各課と連携を図り、全庁的に事業推進に取り組みました。

(2) 事業の進行管理

平成 23 年 4 月に策定した後期計画に掲げた「男女共同参画社会の実現」の目標を達成するために、毎年、各施策における具体的な取組の進行を管理し、事業効果を検証するなど、施策の妥当性や達成度について、評価・再調整を行ないました。

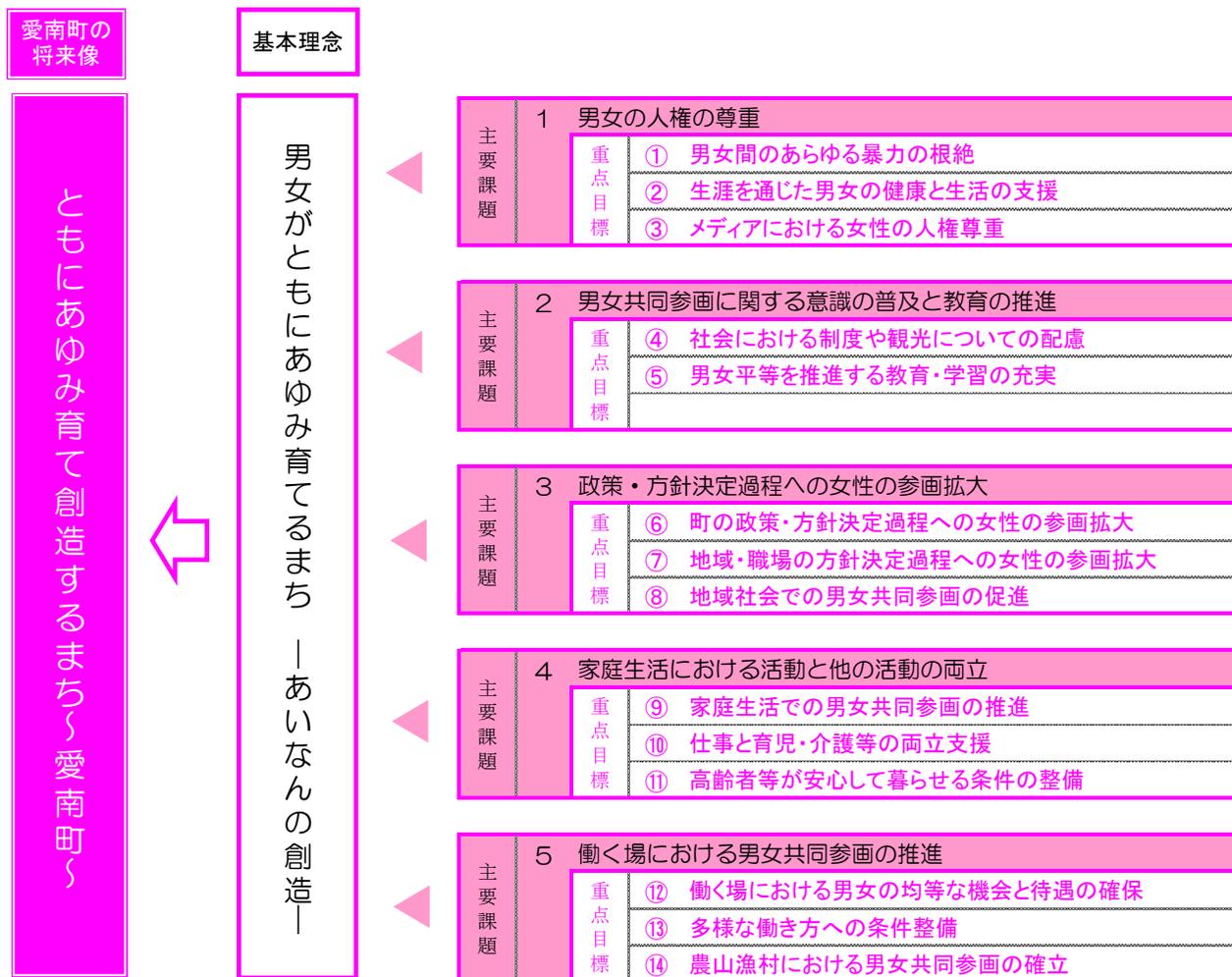
(3) 国・県・関係機関との連携

県内で開催された次の各種大会及び会議等へ積極的に参加し、国・県・関係機関の動向を的確に把握しながら、情報交換や連携を図り、後期計画の円滑な推進に役立てました。

- ・平成 27 年 6 月 4 日 市町男女共同参画担当者会議
- ・平成 27 年 11 月 5 日 男女共同参画推進南予地域ミーティング
- ・平成 27 年 12 月 16 日 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画、推進計画の策定等に係る説明会

また、最近増加傾向にある配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、略してDV）を中心に、女性からの相談全般に応じるため、相談窓口を設置し、特に悪質なケースについては、県、警察署等と連携して、指導や処置にあたっています。

平成27年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）体系図



なお、報告書の担当課については、計画書策定時の担当課と異なっている場合がありますが、組織機構改革及び事務分掌等の見直しに柔軟に対応し、現在の担当課が報告するものとします。

平成 27 年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）進捗状況一覧

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
				◎	○	△	×		
1 男女の人権の尊重	①男女間のあらゆる暴力の根絶	(1)関係機関の連携による暴力に対する支援体制等の整備	配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立		1	2		企画財政課 町民課 保健福祉課	企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課
			被害者の保護・自立支援			2		企画財政課 保健福祉課	
		(2)配偶者等からの暴力に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実	女性の人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発		1	3		企画財政課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課	企画財政課 保健福祉課 高齢者支援課 学校教育課 生涯学習課
			セクシャル・ハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備		1			学校教育課	
	②生涯を通じた男女の健康と生活の支援	(1)生涯にわたる健康の管理・保持増進の支援	全てのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進		1	1		保健福祉課 高齢者支援課	町民課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
			(2)性と生殖に関する健康対策の充実	性と生殖に関する健康を得る権利が尊重されるための広報・啓発活動の推進		1	2		
③メディアにおける女性の人権尊重	(1)メディアにおける人権尊重への配慮	情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の育成支援				2		学校教育課 生涯学習課	総務課 保健福祉課 学校教育課 生涯学習課
		(2)公的広報等における男女共同参画の視点に立った表現の促進	男女共同参画の視点に立った表現の調査研究の実施		1			総務課	

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
				◎	○	△	×		
2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	④社会における制度や慣行についての配慮	(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	男女共同参画に関する情報の収集・提供		1			企画財政課	全庁
		(2) 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進	啓発・広報活動の推進と社会制度・慣行の見直し			1		企画財政課	全庁
	⑤男女平等を推進する教育・学習の充実	(1) 学校等における男女平等の教育の推進	学校教育全体を通じた指導の充実			1		学校教育課	学校教育課 生涯学習課
			教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進			1		学校教育課	
		(2) 家庭、地域における男女平等の教育・学習の推進	男女共同参画に関する講演会等の実施			1	1	企画財政課 生涯学習課	企画財政課 保健福祉課 生涯学習課
			家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実			2		保健福祉課 生涯学習課	
3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑥町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 町の審議会等委員への女性登用の促進	あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進	1	2	5	総務課 企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課 環境衛生課 学校教育課 生涯学習課	全庁	
		(2) 管理監督者への女性職員の登用促進	町女性職員の管理職への登用促進等			1		総務課	総務課

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
				◎	○	△	×		
3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑦地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 地域、事業者等への女性参画の働きかけ	女性の能力発揮のための積極的取組の実施			1		商工観光課	総務課 企画財政課 商工観光課
		(2) 女性人材の育成と情報の収集・提供	女性地域リーダーの育成			1		企画財政課	全庁
			女性の能力開発にむけた学習の場の提供		1			保健福祉課	
	⑧地域社会での男女共同参画の促進	(1) 男女共同参画の視点に立った町民と行政の協働の推進	男女共同参画の視点に立った地域活動(組織)の支援		1	1		保健福祉課 生涯学習課	全庁
			(2) 地域の様々な活動への女性の参画の推進	まちづくり分野での女性の参画推進			1		企画財政課
		観光分野での女性の参画推進			1			商工観光課	
		防災分野での女性の参画推進				1		防災対策課	
	環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援				1	環境衛生課			

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課	
				◎	○	△	×			
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	⑨家庭生活での男女共同参画の促進	(1) 家庭生活への男女共同参画の促進	男女平等の理念に基づく、多様な個人・家庭を尊重する意識の啓発			1		保健福祉課	全庁	
		⑩仕事と育児・介護等の両立支援	(1) 育児休業・介護休業の制度等の普及	職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備		1			商工観光課	総務課 企画財政課 商工観光課
	(2) 子育てにやさしい環境の整備		子育てに関する情報の収集・提供			1	1		保健福祉課 生涯学習課	企画財政課 町民課 保健福祉課 生涯学習課
			保育サービスの拡充		1				保健福祉課	
			放課後待機児童対策の充実					1	生涯学習課	
			ひとり親家庭の自立のための生活支援			2			町民課 保健福祉課	
	⑪高齢者等が安心して暮らせる条件の整備		(1) 高齢者や障害者等の支援の充実	高齢者の介護予防・生活支援の充実		1			高齢者支援課	保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課
		高齢者の生きがい活動支援の充実				2		高齢者支援課 学校教育課		
		高齢者の就業支援					1		高齢者支援課	
		(2) 介護・介護予防支援体制の充実	高齢者介護サービスの充実			1		高齢者支援課	高齢者支援課	

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	順調	ほぼ順調	横ばい	不調	回答課	関係課
				◎	○	△	×		
5 働く場における男女共同参画の推進	⑫働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	(1) 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保	男女雇用機会均等法の周知・徹底		1	1		総務課 企画財政課 商工観光課	総務課 企画財政課 商工観光課
		(2) 雇用の継続を図るための環境整備	女性の就労継続支援			1		商工観光課	商工観光課
			女性の再チャレンジ支援		1				
	⑬多様な働き方への条件整備	(1) 新たな就業形態やニーズに応じた支援の推進	新しい働き方の普及促進			1		商工観光課	商工観光課
			起業支援等雇用以外の就業環境の整備				1		
	⑭農山漁村における男女共同参画の確立	(1) 方針決定の場への女性参画の推進	各種団体における女性委員の参画促進	1	1			農林課 水産課	農林課 水産課
(2) 女性の経営参画への促進			農林水産業の従事者や関係団体への意識啓発		1			農林課	農林課 水産課
		農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり		1					
計				3	23	37	4		
				4.48%	34.33%	55.22%	5.97%		

平成 27 年度 愛南町男女共同参画推進計画（後期計画）進捗状況

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画（前期計画）」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎順調（目標達成済）△横ばい
○ほぼ順調 ×不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課		
					平成18年度～平成26年度	平成27年度						
1 男女の人権の尊重	①男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 関係機関の連携による暴力に対する支援体制等の整備	<p>配偶者等からの暴力防止・救済に向けた推進体制の整備と相談体制の確立</p> <p>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく県や警察など関係機関との連携強化 ☆関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等にかかるワンストップ・サービスの構築を推進する ☆庁内連絡会、担当者会議等を通じた定期的な情報交換会の設定 ☆現場で被害者支援を行う相談員の質の向上・維持に向けた研修</p>	—	<p>■被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、相談を実施しました。</p>	<p>■被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、相談を実施しました。</p>	<p>■相談代表窓口は当課であるが、被害者の年代で担当課が異なるため、情報共有の必要であり、相談内容が複数人に知られることとなります。</p>	<p>■引き続き関係機関と連携し、相談体制の整備を行います。</p>	企画財政課	企画財政課 町民課 保健福祉課 高齢者支援課		
				—	<p>■住民基本台帳事務における支援申出（住民票・戸籍の附表の写しの発行禁止措置）件数 ・平成18年度：1件 ・平成19年度：1件 ・平成20年度：3件 ・平成21年度：1件 ・平成22年度：3件 ・平成23年度：0件 ・平成24年度：3件 ・平成25年度：2件 ・平成26年度：2件</p>	<p>■平成27年度は、住民基本台帳事務における支援措置申出、戸籍の附表の写し等の発行禁止措置は2件でした。</p>	<p>■潜在的な被害者の救済が必要です。町内に被害者を保護する施設がないため支援措置が不十分です。</p>	<p>■関係担当部局と連携し、広報誌等で制度の周知を図ります。</p>	町民課			
				—	<p>■被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、相談を実施しました。</p> <p>■関係機関と連携して、個別相談・訪問を実施しました。</p>	<p>■関係機関と連携して、個別相談・訪問を実施しました。</p>	<p>■関係課の情報共有が必要です。</p>	<p>■引き続き関係機関と連携し、相談体制の整備を行います。</p>	保健福祉課			
				—	<p>被害者の保護・自立支援</p> <p>☆県などの機関との連携による一時保護や自立支援の実施 ☆地域社会の中で安心して暮らすための、地域での見守り体制の整備 ☆カウンセリング専門機関や医療機関に関する情報提供</p>	<p>■被害者の希望に応じて、関係機関と連携し、支援を実施しました。</p>	<p>■被害者の希望に応じて、関係機関と連携し、支援を実施しました。</p>	<p>■一時保護の対応をしても、その後の支援策がないため、金銭的な余裕のない被害者は、配偶者のところへ帰らざるを得ません。</p>	<p>■引き続き関係機関と連携し被害者に対する支援を実施します。</p>		企画財政課	
			—	<p>■関係機関と連携して、支援を実施しました。</p>	<p>■関係機関と連携して、支援を実施しました。</p>	<p>■指定した一時保護施設はありませんが、町内の場合は福祉施設や災害時等緊急避難住宅を活用して対応しています。</p>	<p>■今後も継続して実施します。</p>	保健福祉課				
			(2) 配偶者等からの暴力に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実	女性の人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発	<p>○町の広報やホームページ等を通じた暴力防止についての啓発 ☆教育委員会、学校等と連携した、児童・生徒を対象とする暴力防止についての啓発 ☆若年層を対象とする予防啓発 ☆人権の日、人権週間等の機会をとらえた啓発活動（シンポジウムの開催等）</p>	<p>■DVという言葉やそれらの法律内容を知っている人の割合 ・平成17年度：64.4% ・平成22年度：66.4% ・平成27年度【目標値】：100%</p>	<p>■公民館等に、啓発ポスター等を掲示して、DVIについての周知を実施しました。</p>	<p>■公民館等に、啓発ポスター等を掲示して、DVIについての周知を実施しました。</p>	<p>■周知活動は行っているものの、一方的な情報の発信で終わっている感が否めません。</p>		<p>■引き続き広報・啓発を実施します。</p>	企画財政課
						<p>■関連事業を活用して広報・啓発を実施しました。</p>	<p>■関連事業を活用して広報・啓発を実施しました。</p>	<p>■広報・啓発等を行う回数確保できているものの、情報の発信が一方的なもので終わっている感が否めません。</p>	<p>■引き続き関連事業を活用して広報・啓発を実施します。</p>		保健福祉課	
						<p>■総合相談で相談を受け、ケース会議等開き支援体制等を整えました。</p>	<p>■総合相談で相談を受け、ケース会議等開き支援体制等を整えました。</p>	<p>■緊急性を判断し、早期に対応することができました。</p>	<p>■虐待を未然に防ぐための広報活動を実施します。</p>		高齢者支援課	
						<p>■公民館等で教養講座、人権教育を実施し、女性の人権、DV等の認識を深め評価・識別する能力について啓発しました。</p>	<p>■公民館で人権教育を実施し、社会的弱者への認識を深める学習活動を行いました。</p>	<p>■幅広い人権課題の中の一分野として女性の人権について触れましたが、特化した学習会まで行えていません。</p>	<p>■人権に関するテーマは多岐にわたっています。人権学習会だけでなく、男女が参加する教室などでも女性の人権について学ぶ機会を取り入れていきます。</p>		生涯学習課	
						セクシャル・ハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備	<p>☆職場のセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを未然に防止するための啓発活動 ☆町職員に対するセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止に関する研修会の実施</p>	—	<p>■学校訪問時にセクシャルハラスメントやパワー・ハラスメントの防止の指導啓発を行いました。</p>		<p>■各種現職教育研修会でセクシャルハラスメントやパワー・ハラスメントの防止の指導啓発を行いました。</p>	<p>■愛媛県教育委員会からの指導の周知等を実施しています。</p>

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画(前期計画)」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎順調(目標達成済) △横ばい
○ほぼ順調 ×不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課								
					平成18年度～平成26年度	平成27年度												
1 男女の人権尊重	②生涯を通じた男女の健康と生活の支援	(1) 生涯にわたる健康の管理・保持増進の支援	<p>全てのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進</p> <p>○健康づくりを実施するための知識の普及や啓発活動</p> <p>○妊娠・出産期における女性の健康支援</p> <p>○成人期や高齢期等における検診・指導・相談体制のさらなる充実</p> <p>○思春期・青年期における健康に関わる諸問題についての支援</p> <p>☆誰もが気軽に楽しめるスポーツの推進</p> <p>☆健康診査の充実</p> <p>☆女性に特有ながん(子宮がん、乳がん等)の予防・早期発見に対する支援</p>	<p>■特定健康診査の受診割合</p> <p>・平成20年度: 38.0%</p> <p>・平成21年度: 37.1%</p> <p>・平成22年度: 36.5%</p> <p>・平成23年度: 36.8%</p> <p>・平成27年度: 60.0%【目標値】</p> <p>※平成20年度より、国の法定報告に基づく実績数値。</p>	<p>■健診や健康教育、健康相談を実施しました。</p> <p>■特定健診、がん検診、健康相談を継続実施しました。</p> <p>■子宮頸がん、乳がんに加え、大腸がんの予防・早期発見のため、対象年齢の方に検診手帳とクーポン券を発行し、受診勧奨を実施しました。</p> <p>■生活機能評価の結果から、特定高齢者を把握し、健康づくりを促進するため、通所型介護予防事業等を実施しました。</p> <p>■地域で開催されているサロン等でも介護予防に関する普及啓発を実施しました。</p> <p>■通所型介護予防事業や介護予防教室を実施しました。</p>	<p>■特定健診、がん検診、健康相談を継続実施しました。</p> <p>■子宮頸がん、乳がんに加え、大腸がんの予防・早期発見のため、対象年齢の方に検診手帳とクーポン券を発行し、受診勧奨を実施しました。</p> <p>■通所型介護予防事業や介護予防教室を実施しました。</p> <p>■地域で開催されているサロン等でも介護予防に関する普及啓発を実施しました。</p> <p>■通所型介護予防事業や介護予防教室を実施しました。</p>	<p>■特定健診の受診率は低迷しています。若い世代の受診者が少ないため受診勧奨を実施します。</p> <p>■クーポン券利用率は、子宮頸がんが低い状況です。</p>	<p>■受診勧奨を充実し、継続実施します。</p>	保健福祉課	町民課 保健福祉課 高齢者支援課 生涯学習課								
											(2) 性と生殖に関する健康対策の充実	<p>性と生殖に関する健康を得る権利が尊重されるための広報・啓発活動の推進</p> <p>○家庭・学校・地域等で、身体的、心理的、社会的な「性」の問題について総合的に学習する機会の充実と、相談体制の整備</p> <p>☆保育児童と保護者を対象とした「親と子の性教育講座」の継続実施</p>	<p>■「親と子の性教育講座」を継続実施しました。高校生と大人を対象に思春期講座を実施しました。</p> <p>■愛媛県保健スポーツ課「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル」心と体の性教育のために」に基づき実施しました。</p> <p>■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、体制を整備しました。</p>	<p>■高校生を対象に思春期講座を実施しました。</p> <p>■愛媛県保健体育課「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル」心と体の性教育のために」に基づき実施しました。</p> <p>■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、体制を整備しました。</p>	<p>■高校生は将来について考える機会となりました。</p> <p>■大人を対象とした教室は2年ごと実施しており、H28年度に実施します。</p> <p>■愛媛県教育委員会の教育基本方針により、実施しています。</p> <p>■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、体制を整備しました。</p>	<p>■家庭、学校と連携し、継続実施します。</p> <p>■愛媛県保健体育課「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル」心と体の性教育のために」に基づき実施します。</p>	<p>■家庭、学校と連携し、継続実施します。</p> <p>■家庭、学校、地域等で、保健福祉課及び公民館等が連携し、学習する企画の充実を図り、継続して体制を整備します。</p>	保健福祉課
	③メディアにおける女性の人権尊重	(1) メディアにおける人権尊重への配慮	<p>情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の育成支援</p> <p>☆正しい人権意識を持つための学習機会の提供</p> <p>☆人権問題や男女共同参画意識に関するメディア・リテラシーの向上支援</p> <p>☆学校・図書館等からの有害情報の排除</p>	<p>■えひめ教育の日、えひめ教育月間に基づき関連行事を実施しました。人権・同和教育研修を実施しました。</p> <p>■人権教育を実施し、啓発を図り、また婦人会の活動支援や公民館等で自主講座を実施しました。</p>	<p>■生涯学習課及び人権啓発室と連携し、PTA活動・人権・同和教育を推進しました。人権・同和教育指導者養成講座を開催しました。</p> <p>■婦人会などの女性団体への活動支援のほか、人権啓発室や公民館で人権研修を実施しました。</p>	<p>■全課・全職員による人権・同和教育研修を実施しています。</p> <p>■参加者が固定化されがちです。</p>	<p>■生涯学習課及び人権啓発室と連携し、PTA活動・人権・同和教育を推進します。人権・同和教育指導者養成講座を開催します。</p> <p>■人権教育による啓発を図りながら、女性団体等の活動支援を行います。</p>	学校教育課	総務課 保健福祉課 学校教育課 生涯学習課									
										(2) 公的広報等における男女共同参画の視点に立った表現の促進								

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画(前期計画)」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎順調(目標達成済) △横ばい
○ほぼ順調 ×不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課
					平成18年度～平成26年度	平成27年度				
2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	④社会における制度や慣行についての配慮	(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	男女共同参画に関する情報の収集・提供 ○男女平等の慣行や社会通念の実態把握 ○町内の男女参画に関する取組や活動状況などについての調査及び結果の公表 ○園や県などが行う事業、関連データや資料などについての情報提供	—	■本町における男女共同参画社会の形成、又は女性に関する施策の推進状況について調査し、県に報告しました。	■本町における男女共同参画社会の形成、又は女性に関する施策の推進状況について調査し、県に報告しました。	○ ■審議会等における女性雇用率など、詳細なデータを毎年県へ報告しています。今後も、より正確なデータ提供等で、本町の男女共同参画社会づくりの推進状況を把握できるよう努めます。	■引き続き男女共同参画社会づくりの推進状況を調査し、庁内の取組状況や課題、計画の推進状況等の把握に努めます。	企画財政課	全庁
		(2) 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進	啓発・広報活動の推進と社会制度・慣行の見直し ○「社会的性別(ジェンダー)」の視点についてのわかりやすい広報・啓発活動 ○男女平等意識の浸透を図るための広報・啓発活動 ☆町民や事業者に対し、男女共同参画の妨げとなる社会制度・慣行見直しの呼びかけ ☆男女共同参画に関するセミナー、講演会、研修会等の開催 ☆特に男性や若年層を対象とした定期的性別役割分担意識解消のための広報、啓発活動の推進	—	■公民館等に、啓発ポスター等を掲示して、DVIについて周知しました。	■公民館等に、啓発ポスター等を掲示して、DVIについて周知しました。	△ ■審議会等における女性雇用率など、詳細なデータを毎年県へ報告しています。今後は、このデータの公表等により庁内での男女共同参画推進計画の周知活動に活かしていきます。	■引き続き広報・啓発を実施します。	企画財政課	全庁
⑤男女平等を推進する教育・学習の充実	(1) 学校等における男女平等の教育の推進	学校教育全体を通じた指導の充実	○男女共同参画の視点に立ち、児童生徒の心身の発達段階に応じた学習の系統化 ○性別によらない、個性や特性に応じた進路指導の実施 ○家庭科指導等の充実 ☆教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した体験的な男女平等の教育の推進 ☆ボランティアなど勤労体験学習等の充実	—	■学習指導要領、愛媛県教育方針に基づき実施しました。	■学習指導要領、愛媛県教育基本方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき実施しました。	△ ■学習指導要領、愛媛県教育基本方針に基づき実施しています。	■学習指導要領、愛媛県教育基本方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき実施します。	学校教育課	
			教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	○男女共同参画に対する正しい理解の浸透を図るため、教育関係者等に対する研修等の実施や意識啓発を実施 ☆教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等の実施・支援 ☆PTA活動を通じた男女共同参画に関する勉強会等の支援	■社会全体に、男女の地位は平等になっている人の割合 ・平成17年度:10.0% ・平成22年度:10.1% ・平成27年度:50.0%【目標値】	■愛媛県教育方針「教職員の資質・能力の向上」人権・同和教育に取り組みました。	■愛媛県教育基本方針「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」に基づき、人権・同和教育に取り組みました。	△ ■愛媛県教育基本方針「教職員の資質・能力の向上」の中で、教職員研修の充実を図っています。	■愛媛県教育基本方針「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」に基づき、人権・同和教育に取り組みます。	学校教育課

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画(前期計画)」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎順調(目標達成済) △横ばい
○ほぼ順調 ×不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課	
					平成18年度～平成26年度	平成27年度					
2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	⑤男女平等を推進する教育・学習の充実	(2) 家庭、地域における男女平等の教育・学習の推進	男女共同参画に関する講演会等の実施	○男女共同参画に対する理解を深めるための町民を対象とした講演会等の実施 ☆特に男性や若年層が参加しやすい形で講演会等の実施	■意識啓発事業への男性参加割合 ・平成22年度【目標値】12.5% ・平成27年度【目標値】25.0%	■平成21年度に、職員を対象とした「男女共同参画講座」を実施し、正しい知識の習得を図りました。	■今年度は特に実施ありません。	■男女共同参画への理解を深めるための講演会等を積極的に開催するように努めます。	■県等から講師を招くなど、男女共同参画に関する講演会を適宜実施します。	企画財政課	
			家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実	○家庭における固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成 ○男女が共に家事・育児・介護など家族的責任を担うことをすすめるための広報・啓発(夫婦が共に子育てに携わる意識を啓発するため、妊婦とその夫を対象とした「両親学級」の開催など) ○公民館での講座等を利用した、男女共同参画に対する意識を高める学習機会の充実(「男の料理教室」の開催など) ☆地域ごとや小グループでの勉強会等に対する支援 ☆男女共同参画に関する資料や図書を整備、情報提供等による学習支援	■夫婦で助け合って子育てができるよ3妊婦とその夫を対象に「両親学級」を開催しました。 ■H24年度から事業は中止し、かかるも通信で情報提供を行いました。	■H24年度から「両親学級」H25年度から「かかるも通信」事業は中止し、訪問等の保健指導で実施しました。	■赤ちゃん訪問時アンケートでは育児に協力する父親の割合は84.3%でした。	■訪問や保健指導等で情報提供を実施します。	■今後も住民に対する啓発を継続します。	企画財政課 保健福祉課 生涯学習課	
3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑥町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 町の審議会等委員への女性登用の促進	あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進	○数値目標を伴う積極的改善措置の導入による女性の登用数の確保 ○政策・方針の立案段階からの女性の積極的登用 ○女性の積極的登用のための広報・啓発活動 ☆各種委員の選出に際しての公募性の拡大 ☆子育て中、介護中の女性等が参加しやすい形での会議、委員会等の設定 ☆公聴会、パブリックコメント、アンケート等を通じて、町民の町政に対する意見を広く収集	■審議会等における女性委員の割合 ・平成27年度:40.0%【目標値】	■審議会等における女性委員の割合 ・平成17年4月:28.2% ・平成18年4月:28.2% ・平成19年4月:未公表 ・平成20年4月:23.3% ・平成21年4月:23.9% ・平成22年4月:29.6% ・平成23年4月:27.6% ・平成24年4月:28.9% ・平成25年4月:30.5% ・平成26年4月:30.2% ■愛南町住民参画推進条例第10条の規定により、委員の2割以上を公募による委員とすること、及び男女の構成比率をそれぞれ3割以上とすることとし、その推進に努めました。	■審議会等における女性委員の割合 ・平成27年4月:30.0% ■愛南町住民参画推進条例第10条の規定により、委員の2割以上を公募による委員とすること、及び男女の構成比率をそれぞれ3割以上とすることとし、その推進に努めました。	■公募による委員の割合:8%、女性委員の割合:30.0% 女性委員の割合は目標値達しましたが、公募による委員の割合は目標数値を下回り、低迷している状況です。住民の町制へ参画しようとする意欲の向上が必要です。	■町政に関する情報の提供に努め、住民参画の気運を高めます。引き続き、委員会の委員の公募性の確保と適正な男女構成比の維持に努めます。	総務課	
					平成26年度 ■行政評価委員会、各地域審議会、入札監視委員会等 総数65人中女性28人(43.1%)	■行政評価委員会、各地域審議会、入札監視委員会等 総数65人中女性27人(41.5%)	■企画財政課管轄内における審議会等の女性登用率は、平成27年度目標値の40%に達しており順調です。	■引き続き積極的な女性委員の登用を図ります。	企画財政課	全庁	

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画(前期計画)」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎順調(目標達成済) △横ばい
○ほぼ順調 ×不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組		施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課
						平成18年度～平成26年度	平成27年度				
						■国保運営協議会委員 ・平成18年4月:13人中3人(23.1%) ・平成19年4月:13人中3人(23.1%) ・平成20年4月:12人中3人(25.0%) ・平成21年4月:12人中3人(25.0%) ・平成22年4月:9人中2人(22.2%) ・平成23年4月:9人中1人(11.1%) ・平成24年4月:9人中1人(11.1%) ・平成25年4月:9人中1人(11.1%) ・平成26年4月:9人中1人(11.1%)	■国保運営協議会委員 ・平成27年4月:9人中1人(11.1%)	△ ■関係機関等(公益代表3人、保険医代表3人、被保険者代表3人)からの選出のため、女性の登用が難しいです。	■関係機関等から選出しているため、女性委員の登用が難しいですが、引き続き、積極的な女性委員の登用を図ります。	町民課	
						■健康づくり推進懇話会	■健康づくり推進懇話会	○ ■女性委員を登用しています。	■引き続き積極的な女性委員の登用を図ります。	保健福祉課	
						平成26年度 ■地域包括支援センター運営協議会:10人中4人(40.0%) ■地域包括支援ネットワーク懇話会:10人中6人(60.0%) ■老人ホーム入所判定委員会:5人中1人(20.0%)	■地域包括支援センター運営協議会:10人中4人(40.0%) ■地域包括支援ネットワーク懇話会:10人中6人(60.0%) ■老人ホーム入所判定委員会:5人中2人(40.0%) ■介護保険運営協議会:10人中2人(20%)	○	■引き続き積極的な女性委員の登用を図ります。	高齢者支援課	全庁
						平成26年度 ■環境審議会委員:15人中4人(26.7%)	■環境審議会委員:15人中4人(26.7%)	△ ■委員の構成が、学識経験を有する者、町内の団体代表者、町内事業者の代表者で組織されているため、女性がその役職に就かないと登用は難しいです。	■環境政策全般について一体的に審議をするため、学識経験者の登用を図ります。	環境衛生課	
						平成26年度 ■教育支援委員会:19人中15人(78.9%) ■結核対策委員会:7人中4人(57.1%) ■特別支援連携協議会:33人中20人(60.6%) ■学校給食センター運営懇話会:12人中3人(25.0%)	■教育支援委員会:19人中15人(78.9%) ■結核対策委員会:7人中4人(57.1%) ■特別支援連携協議会:33人中20人(60.6%) ■学校給食センター運営懇話会:12人中3人(25.0%)	△ ■所属先の関係から女性委員が多い場合と少ない場合があります。	■審議会等の特色に応じ、パランスの良い登用に取り組みます。	学校教育課	
						平成26年度 ■文化財保護審議会:7人中1人(14.3%)	■文化財保護審議会:7人中1人(14.3%)	△ ■取扱っている内容が専門的なためか、女性委員が少ないです。	■引き続き積極的な女性委員の登用を図ります。	生涯学習課	

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画(前期計画)」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎順調(目標達成済) △横ばい
○ほぼ順調 ×不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課	
					平成18年度～平成26年度	平成27年度					
3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑥町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(2) 管理監督者への女性職員の登用促進	町女性職員の管理職への登用促進等	○能力のある女性職員を積極的に管理監督する立場へ登用 ○町職員の配置と登用における性別による偏りの解消 ○男女平等な研修機会の提供	—	■平成24年度: 女性管理職1人(税務課長) ■平成25年度: 女性管理職1人(保健福祉課長) ■平成22年4月: 男性看護助手1人採用(一本松病院)	■女性管理職: 0人	■女性管理職の登用は27年度は該当者がいなかった。	■今後も積極的に能力の高い女性職員の登用を図ります。	総務課	総務課
			⑦地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 地域、事業者等への女性参画の働きかけ	女性の能力発揮のための積極的取組の実施	○事業者等に対する男女の格差を改善するため方策について情報を提供 ○事業者等に対する女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用の機会拡大を働きかけ ☆男女共同参画に積極的に取り組む事業者等の紹介、表彰等 ☆女性団体等への学習機会の提供等を通じた活動支援	—	■求職及び就職状況等の調査において女性の採用拡大に努めるとともに、男女や年齢による格差の改善に努めました。	■求職及び就職状況等の調査において女性の採用拡大に努めるとともに、男女や年齢による格差の改善に努めました。	■求人情報と求職者の条件のミスマッチにより、厳しい雇用環境が続いております。	■今後も継続して実施します。
	(2) 女性人材の育成と情報の収集・提供	女性地域リーダーの育成	☆まちづくり、観光分野で活躍する人材の発掘 ☆まちづくり、観光分野での女性地域リーダーの育成 ☆女性団体等の連携の働きかけ	—	■女性エンパワーメントカレッジ等の周知活動を実施しました。	■女性エンパワーメントカレッジ等の周知活動を実施しました。	■周知活動のみに終わり、実際の活動までできていない場合が多いです。	■引き続き周知活動を実施します。	企画財政課	全庁	
		女性の能力開発にむけた学習の場の提供	○女性の能力開発を図るための講座、学習の機会等に関する情報を広報やホームページ等を活用して提供 ☆女性リーダー同士の情報交換、学習会に対する支援	—	■広報や健康カレンダーに業務内容を掲載しています。	■広報や健康カレンダーに業務内容を掲載しています。	■広報や健康カレンダーは活用されています。	■今後も継続して実施します。	保健福祉課		
	⑥地域社会での男女共同参画の促進	(1) 男女共同参画の視点に立った町民と行政の協働の推進	男女共同参画の視点に立った地域活動(組織)の支援	○性差とその能力が十分に発揮できるよう、ボランティアネットワークを構築 ○自主的な活動を行う各種団体と行政との協働を推進 ☆地区組織員の自主的活動の支援 ☆地区組織員のネットワークづくりの支援 ☆各種地域団体の活動支援	—	■中央での学習会のほかに、支所(地域)での学習会の充実を図りました。	■中央での学習会のほかに、支所(地域)での学習会の充実を図りました。	■健康づくり地区組織リーダーの役割を認識し、地域での活動に結びつけるような支援が必要です。	■具体的な取組ができるよう、地域単位での交流会を充実させます。	保健福祉課	全庁
			(2) 地域の様々な活動への女性の参画の推進	まちづくり分野での女性の参画推進	☆まちづくりを担う地域リーダー育成のための研修等の支援	—	■女性エンパワーメントカレッジ・リーダー養成セミナー等の周知活動を実施しました。	■女性エンパワーメントカレッジ・リーダー養成セミナー等の周知活動を実施しました。	■周知活動のみに終わり、実際の活動までできていない場合が多いです。	■引き続き周知活動を実施します。	
		観光分野での女性の参画推進	☆地域の観光資源掘り起こしや、観光関連商品・サービス開発に際しての女性の参画拡大	—	■懇話会メンバーとして、本町における商工観光振興について積極的に取り組んでいます。	■懇話会メンバーとして、本町における商工観光振興について積極的に取り組んでいます。	■積極的に意見を提案していただけています。	■今後も積極的に意見を取り入れていく方向で取り組みます。	商工観光課		
		防災分野での女性の参画推進	☆男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画の策定 ☆消防団等防災分野への女性の参画拡大	—	平成26年度 ■各種団体において、防災訓練、研修会を実施しました。 69組織 5,171人 参加率66% 防災士資格を14名取得(内女性7名)	■各種団体において、防災訓練、研修会を実施しました。 60組織 4,767人 参加率47% 防災士資格を89名取得(内女性21名)	■訓練や研修には女性が多く参加していますが、男女ともに参加しやすい訓練・研修内容が必要です。	■男女がともに参加しやすい防災訓練・研修を実施します。また、男女共同参画に配慮した地域防災計画の修正及び女性の防災リーダーを育成していきます。	防災対策課	全庁	
		環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援	☆環境保全活動を行う団体等への女性の参画支援 ☆環境保全活動を行う団体と、行政、研究機関、NPO等の団体とのネットワーク構築・連携の支援 ☆環境問題に関する情報提供や、勉強会等の支援	—	平成26年度 ■エコスクール(6回)の開催	■エコスクール(6回)の開催なし。	■環境問題は幅が広くテーマも多岐にわたることから、本事業は、27年度より、これまで続けてきた環境学習会に一本化し、環境問題全般にわたる啓発・改善に取り組むことになりました。	■小中学生を対象に、環境学習会を随時開催していきます。	環境衛生課		
		環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援	☆環境保全活動を行う団体等への女性の参画支援 ☆環境保全活動を行う団体と、行政、研究機関、NPO等の団体とのネットワーク構築・連携の支援 ☆環境問題に関する情報提供や、勉強会等の支援	—	平成26年度 ■エコスクール(6回)の開催	■エコスクール(6回)の開催なし。	■環境問題は幅が広くテーマも多岐にわたることから、本事業は、27年度より、これまで続けてきた環境学習会に一本化し、環境問題全般にわたる啓発・改善に取り組むことになりました。	■小中学生を対象に、環境学習会を随時開催していきます。	環境衛生課		

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画(前期計画)」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎ 順調(目標達成済) △ 横ばい
○ ほぼ順調 × 不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課		
					平成18年度～平成26年度	平成27年度						
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	⑨家庭生活での男女共同参画の促進	(1) 家庭生活への男女共同参画の促進	男女平等の理念に基づく、多様な個人・家庭を尊重する意識の啓発	○育児・家事・介護への男性の参画促進 ○家庭における固定的な役割分担にとらわれない意識の啓発 ☆仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発 ☆育児・家事・介護に携わる男性への情報提供や、男性同士の情報交換・交流の場の提供	—	■食生活改善推進協議会と協働で、男性が家事(調理など)に積極的に参画できるよう、男性の料理教室を開催しました。	■食生活改善推進協議会や地域の女性グループと連携して、男性が家事に積極的に参画できるよう、男性の料理教室を開催しました。	△	■参加者は中高年者が多く、調理を通して食に興味を持ち、健康を考える機会にもなっています。	■誰もが生活の自立ができるよう、今後も教室を実施します。	生涯学習課	全庁
			⑩仕事と育児・介護等の両立支援	(1) 育児休業・介護休業の制度等の普及	職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備	○男女が共に働きながら育児や介護に取り組む条件、環境、支援体制の整備について事業所に要請 ○就職支援センターを通じて、安心して女性が働ける職場づくりの啓発活動 ☆職業訓練等、女性の就業支援 ☆住宅助産、ワークシェアリング等、多様な就業形態の導入の呼びかけ ☆創業・起業に対する支援	■「夫は仕事」「妻は家庭」という性別による固定的役割分担に「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合 ・平成22年度: 60.0%【目標値】 ・平成27年度: 70.0%【目標値】	■「夫は仕事」「妻は家庭」という性別による固定的役割分担に「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合 ・平成17年度: 50.2% ・平成22年度: 52.9% ■就職支援センターを通じて町内の事業所に対し、安心して女性が働ける職場作りを啓発しました。	○	■求人受付の際に事業所への啓発活動を行っており、また、関係機関と連携して支援整備等の情報提供等を行っています。	■今後も継続して実施します。	商工観光課
	(2) 子育てにやさしい環境の整備	子育てに関する情報の収集・提供	○地域社会全体で子育てをサポートできる体制づくり ○子育てに関する情報を収集・提供 ○ボランティアネットワークの構築をはじめとする支援体制の整備	—	■地域子育て支援拠点事業 ・平成18年度～平成26年度: 3か所	■地域子育て支援拠点事業: 3か所	○	■地域の子育て家庭の相談指導、子育て情報の提供等、育児支援基盤の形成が図られており、子育て親子の相談の場・つどいの場となり不安等が緩和されています。	■制度を周知し、利用普及に努めます。	保健福祉課	生涯学習課	企画財政課 町民課 保健福祉課 生涯学習課
			保育サービスの拡充	○延長保育や一時保育等のさらなる拡充	■延長保育の実施箇所数 ・平成27年度: 5か所【目標値】	■延長保育の実施箇所数 ・平成17年度～平成21年度: 2か所 ・平成22年度～平成24年度: 3か所 ・平成25年度: 1か所 ■一時保育 ・平成19年10月～平成25年度: 1か所	■延長保育: 5か所 ■一時保育: 1か所	◎	■保育所の統廃合の進捗状況や地域の需要を勘案しながら、段階的に実施保育所及びサービス内容を検討し、希望に沿った保育サービスがほぼできました。	■地域等のニーズを把握しながら、制度周知に努め、必要な保育サービスを提供します。		
		放課後待機児童対策の充実	○放課後待機児童に関する町民のニーズの把握 ○放課後待機児童の受入れ体制の整備	—	■待機児童はありません。	■平成27年4月1日時点の入会では8名の待機児童が出ましたが、その後、退会児童が出た児童クラブにおいては待機児童の受け入れを行う等して、待機児童数を5名まで減少させました。	×	■待機児童が出たため、退会した児童の出た児童クラブがあった場合は、積極的に待機児童の保護者に声をかけるなどして、待機児童の減少のために取り組みました。	■引き続き待機児童なしを目指します。	生涯学習課		

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画(前期計画)」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎順調(目標達成済) △横ばい
○ほぼ順調 ×不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課	
					平成28年度～平成29年度	平成27年度					
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	専任と育児・介護等の両立支援の両立	(2)子育てにやさしい環境の整備	ひとり親家庭の自立のための生活支援	○自立支援のための相談体制の充実と啓発の推進 ○経済・生活的自立支援の推進	—	■小口資金貸付を実施しています。	○	■利用者は少ないが、緊急時の対応もしています。	■今後も継続して実施します。	保健福祉課	
			母子家庭医療費助成	■母子家庭医療費助成 ・平成18年度:21,458千円(695人) ・平成19年度:22,421千円(720人) ・平成20年度:21,345千円(699人) ・平成21年度:21,659千円(713人) ・平成22年度:22,800千円(710人) ・平成23年度:19,326千円(653人) ・平成24年度:20,259千円(638人) ・平成25年度:19,681千円(643人) ・平成26年度:18,183千円(604人)	—	■小口資金貸付を実施しています。 ■小口資金貸付を実施しています。	○	■平成27年7月診療分から、父子家庭も新たに対象に加わり、27年度は前年度に比べ、対象者・助成額ともに増加しました。今後とも広報や窓口等において制度の周知を継続して行います。	■今後も引き続きひとり親家庭の経済的援助を行い、生活の安定及び保健の向上を図ります。	企画財政課 町民課	企画財政課 保健福祉課 生涯学習課
1) 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	(1) 高齢者や障害者等の支援の充実	高齢者の介護予防・生活支援の充実	高齢者の介護予防・生活支援の充実	○介護予防事業や生活支援事業の充実 ○障害を持つ方へ生活の支援 ☆地域で高齢者を見守る体制の整備	—	■基本チェックリストを行い、生活機能をチェックし、状態に合わせた介護予防事業を実施しました。 ■久良老人クラブが友愛活動【声かけや話相手など】を実施しました。 ■身体や環境上等の理由によりひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムを設置し、見守りを実施しました。	○	■基本チェックリストの実施方法の変更により、新たな対象者を把握することができました。 ■訪問して選んでもらった方もいれば、人と会うのを嫌いな方もいました。	■今後も継続して実施します。 ■町連老人クラブの総会や理事会を通じて、友愛活動の実施を要請します。	高齢者支援課	
			高齢者の生きがい活動支援の充実	○高齢者の体力維持や閉じこもり防止の推進 ○高齢者がボランティア活動、公民館活動などの社会活動に参加しやすい環境の整備 ○老人クラブの育成 ○健康ウォーク等、高齢者の健康づくり推進事業の実施	—	■老人クラブの育成及び健康ウォーク等の「高齢者のいきがいづくりと健康づくり推進事業」を実施しました。 ■老人クラブ主催によりクローカー大会やグラウンドゴルフ大会を通して健康と体カづくりを努めました。 ■地域の清掃活動を実施しました。	△	■新規の加入者が少ないです。 ■クローカー大会、グラウンドゴルフ大会、カラオケ大会及び交流事業を実施します。		保健福祉課 生涯学習課	
			高齢者の就業支援	○シルバー人材センターや社会福祉協議会の活動の活性化による高齢者の就業環境の整備	—	■公民館による老人クラブ活動への支援のほか、高齢者教養を開講し、高齢者の生きがいづくりを支援しました。 ■公民館において、高齢者を対象にした健康づくり教室や体操教室を開講し、高齢者の生きがいづくりを支援しました。	△	■健康に関する意識は高く、率先して参加してくれていますが、参加者の固定化は否めません。	■公民館などより等で参加しやすい事業であることをアピールし、新規参加者を募集していきます。	生涯学習課	
			高齢者の就業支援	○シルバー人材センターや社会福祉協議会の活動の活性化による高齢者の就業環境の整備	—	■シルバー人材センターへの協力体制と指導等を実施しました。 ■シルバー人材センターへの協力体制と指導等を実施しました。	△	■センター登録者の加入促進が必要ですが、	■シルバー人材センターの周知を図ります。	高齢者支援課	
(2) 介護・介護予防支援体制の充実	高齢者介護サービスの充実	高齢者介護サービスの充実	介護・保健施設等との連携を図りながら制度の円滑な運営	○介護・保健施設等との連携を図りながら制度の円滑な運営 ○認知症サポーターや生活介護支援サポーター養成講座の実施 ☆女性差医療や男女の違いに配慮した介護・介護予防対策の推進 ☆家族介護者の負担軽減を図るための体制整備	—	平成26年度 ■認知症サポーター養成講座では、69人のサポーターを養成しました。 ■フューアアップ研修に11名が参加しました。 ■各地区で交流会を実施し、42名の参加を得ました。	○	■認知症について、いろいろな職種団体、学校関係等に幅広く周知し、理解や支援につなげていく必要があります。	■受講について積極的に地域住民をはじめ、関係機関や商店、学校関係等に働きかけや啓発を行いながら今後も継続して実施します。また、認知症サポーターの今後の活動についても、積極的な活動ができる人材育成につながるようフォローします。	高齢者支援課	高齢者支援課

※「具体的な取組」欄の○印は、「愛南町男女共同参画推進計画(前期計画)」から継続の取組です。☆印は、後期計画からの新たな取組です。

◎横調(目標達成済) △横ばい
○ほぼ横調 ×不調

主要課題	重点目標	施策の方向	具体的な取組	施策の方向に関連する数値目標	取組状況		課題・評価等	平成28年度以降の計画	回答課	関係課
					平成18年度～平成26年度	平成27年度				
5 働く場における男女共同参画の推進	(1) 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保	男女雇用機会均等法の周知・徹底	○男女雇用機会均等法の周知・普及 ○セクシャル・ハラスメントに関し、就業規則での規制や相談窓口の設置など、雇用管理上の事業主の配慮義務について周知・啓発 ☆採用・処遇面での男女差別解消に向けた啓発	—	■ポスター等を支所や公民館で掲示し、周知活動を実施しました。	■ポスター等を支所や公民館で掲示し、周知活動を実施しました。	■周知活動は毎年行っているものの、一方的な情報発信で終わっている感が否めません。	■今後も引き続き周知活動を実施します。	企画財政課	総務課 企画財政課 商工観光課
			■就職支援センターを通じて町内事業所に対し、雇用機会均等法の意義等、女性が安心して働ける職場づくりを周知しました。	■就職支援センターを通じて町内事業所に対し、雇用機会均等法の意義等、女性が安心して働ける職場づくりを周知しました。	○	■求人の際の性別不問を徹底し、性別による就業機会の不平等がないように啓発。また、労働に関する悩み相談の窓口照会のパンフの設置などを行い、処遇改善への啓発を行った。				
	(2) 雇用の継続を図るための環境整備	女性の就労継続支援	○女性が母性を保護、尊重され、働きながら安心して出産できるような母性健康管理の条件整備を事業者に対し働きかけ	—	■就職支援センターを通じて、働きかけをしています。	■就職支援センターを通じて、働きかけをしています。	△	■事業所の対応状況がうまく把握できない状況があります。	■今後も継続して働きかけを実施します。	商工観光課
	女性の再チャレンジ支援	○子育てや介護等で、いったん仕事を中断した女性と、関係する機関とのネットワークづくり ○女性の再チャレンジのための情報収集と提供 ☆再就職希望者の知識・技術習得、職業訓練に対する支援	—	■就職支援センターを通じ、関係機関の協力を得て、再就職に関する情報提供を図りました。	■就職支援センターを通じ、関係機関の協力を得て、再就職に関する情報提供を図りました。また、再就職等の支援を目的としたPC教室を開催しました。	○	■求人情報と求職者の条件のミスマッチにより、厳しい雇用環境が続いております。	■今後も継続して実施します。	商工観光課	
⑬ 多様な働き方への条件整備	(1) 新たな就業形態やニーズに応じた支援の推進	新しい働き方の普及促進	○在宅勤務、ワークシェアリング等の新しい就業形態に関する情報提供 ☆パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知	—	■就職支援センターを通じ、離職者の求職状況に応じた再就職を支援しました。	■就職支援センターを通じて情報提供をしています。	△	■就職支援センターで扱っている求人情報に該当するものが少ない状況です。	■今後も継続して実施します。	商工観光課
			起業支援等雇用以外の就業環境の整備	○起業や事業経済に関する情報提供や、知識の習得等への支援	—	■起業化支援 ・平成21年度:1件 ・平成23年度:1件 ・平成24年度:1件 ・平成25年度:1件 ・平成26年度:1件	■愛南町や関係機関の支援制度を周知し、起業・創業等の啓発を行っています。	×	■起業化支援制度への応募はありませんでした。	■今後も継続して実施します。
⑭ 農山漁村における男女共同参画の確立	(1) 方針決定の場への女性参画の推進	各種団体における女性委員の参画促進	○農協や漁協など、関係団体における役員や委員、また組合員としての女性の参画推進のための広報・啓発	■農業委員会に占める女性の割合 ・平成22年度:7.4%【目標値】 ・平成27年度:18.5%【目標値】	■農業委員に占める女性の割合 ・平成17年度:3.7% ・平成22年度～平成26年度:18.5%	■農業委員に占める女性の割合:18.5%	◎	■現状を継続していくことが必要です。	■現状を維持します。	農業委員会
			農林水産業の従事者や関係団体への意識啓発	○性別による固定的役割分担意識と、それに基づく習慣・しきたりを改めるための啓発	—	■愛南漁協女性部会に対する活動支援を農・漁協と連携して実施しました。	■愛南漁協女性部会に対する活動支援を農・漁協と連携して実施しています。	○	■行政・漁協の協力のもと、女性の独立した水産業の振興を実施しています。町の「ぎょよく教育」の普及活動にも、積極的に参加しています。併せて、起業化の学習支援も行っています。	■引き続き活動を支援します。
	(2) 女性の経営参画への促進	農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり	○女性経営協定に関する啓発と締結支援 ○女性の視点を活かした農林水産業の6次産業化支援 ☆女性の認定農業者の増加を支援 ☆グリーンツーリズム、ブルーツーリズムへの取組支援	■農家の家族経営協定締結数 ・平成22年度:52件【目標値】 ・平成27年度:70件【目標値】	■農家の家族経営協定締結数 ・平成17年度:33件 ・平成21年度:45件 ・平成22年度:46件 ・平成23年度:49件 ・平成24年度:49件 ・平成25年度:50件 ・平成26年度:51件 ■女性の認定農業者数 ・平成23年度～平成26年度:2人 ■グリーンツーリズムは、農林水産省・愛媛県の補助を受け受入れ体制の確立と人材育成の推進を図る各種研修事業を実施しました。	■女性の認定農業者数:2人 ■グリーンツーリズムは、町の補助を受け、受入れ体制の確立と人材育成の推進を図る各種研修事業を実施しました。	○	■協定等について周知を図り、経営参画への条件整備を行う必要があります。	■現状を維持します。 ■グリーンツーリズムを継続実施します。	農林課 水産課